

「暮らしの学校だいだらぼっち」 参加費減免制度の概要（2026 年度）

■内 容

「暮らしの学校だいだらぼっち」では、多様な子どもたちに対して体験の機会を提供するために、本年度より参加費の減免制度を創設しました。「暮らしの学校だいだらぼっち」への参加を希望される方（初年度参加の方）のうち、一定の基準に該当する方は参加費の一部を減免いたします。

※寄付金を原資に、本減免制度を運営するため、定員を設けております。定員を上回る利用希望があった場合は、選考により決定しますので、予めご了承ください。

■対象者

「暮らしの学校だいだらぼっち」の2026年度参加者募集要項に記載された応募条件を全て満たす方のうち、次の 2 点の要件を満たす方を対象とします。なお、多様な子どもたちの参加機会を増やすために設置した制度であるため、本制度の利用は、「暮らしの学校だいだらぼっち」参加初年度の方のみが対象となります。

- (1)児童生徒が属する世帯の 2024 年の世帯所得が、下表の「所得基準額を下回る」こと
- (2)家庭の経済的状況から、「暮らしの学校だいだらぼっち」の参加費を全額拠出することが困難であること

▼所得基準額

- ・ 所得基準額は、住民票に記載の 20 歳以上の世帯員に、別世帯の生計維持者がいる場合はその方の所得を合計した金額です。
- ・ 世帯人数は、住民票に記載のすべての世帯員に、別世帯の生計維持者がいる場合はその方を合計した人数です。
- ・ 所得とは、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合は、「収入額から必要経費を差し引いた金額」です。

世帯人数	所得基準額
2 人	3,687,000 円
3 人	4,112,000 円
4 人	4,773,000 円
5 人	5,360,000 円
6 人	6,187,000 円
7 人	7,014,000 円

■参加費減免額

一人当たり **年額 438,000 円** を参加費（月額負担金及び契約時納入金の合計額）から減免します（通常参加者の参加費から 30%を減免）。

	減免制度利用者	(通常参加者)
(A) 月額負担金 (12 ヶ月分)	1,320,000 円	(1,320,000 円)
(B) 契約時納入金	380,000 円	(380,000 円)
(C) 泰阜村からの助成額 (12 カ月分)	▲240,000 円	(▲240,000 円)
(D) 参加費減免額	▲438,000 円	(0 円)
参加者自己負担額 (A+B)-(C+D)	1,022,000 円	(1,460,000 円)

※上記参加費の他に、別途、個人費（学校の諸経費（学年費、給食費等）や医療費、個人活動費など）が必要となります。

※(C)について、毎年参加費に対し一部泰阜村からの助成を受けております。助成額は年度ごとに変わることの可能性があるため、確定ではありません。助成金額最終決定は3月頃になります。

■定 員

1名

※本制度は寄付金を活用して運営するため、定員に限りがあります。定員を上回る申込みがあった場合は、選考させていただきます。予めご了承ください

■審査選考

- ・ 減免制度の審査及び選考は、申込書類をもとに経済状況を考慮して、参加者考査過程と並行して実施します。
- ・ 申込書類に不備がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 本制度の選考結果は、「暮らしの学校だいだらぼっち」の参加決定通知と同時に書面にて通知します。

■申し込み締切

2025 年 12 月 ● 日 (●) (必着)

※「暮らしの学校だいだらぼっち」参加本申し込み締切と同日です。

■お問合せ先

NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター

暮らしの学校だいだらぼっち係

TEL : 0260-25-2851 FAX : 0260-25-2850

e-mail : daidara-info@greenwood.or.jp

(受付時間 / 電話は平日 10:00~18:00・土日祝はお控えください。FAX・メールは 24 時間受信可)

参加費減免制度申込書類について

■申込書類の一覧

次の書類を提出してください。

①	<input type="checkbox"/>	参加費減免制度申し込み書	<ul style="list-style-type: none"> 漏れなくご記入ください 住民票記載内容と現在の生活実態が異なる場合、以下「減免制度申し込み書「3申立て内容」について」をご確認ください。
②	<input type="checkbox"/>	世帯全員分の住民票 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <u>2024年4月1日以降に発行されたもの</u> <u>マイナンバーの記載がないもの</u> 記載内容で「<u>世帯主・続柄</u>」を必ずチェックしてください
③	<input type="checkbox"/>	【別世帯の生計維持者がいる場合のみ】 生計維持者の住民票 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <u>2024年4月1日以降に発行されたもの</u> <u>マイナンバーの記載がないもの</u> 記載内容で「<u>世帯主・続柄</u>」を必ずチェックしてください
④	<input type="checkbox"/>	公的所得証明書 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <u>2024年（令和6年）1月から12月の所得</u>がわかるもの 詳細は、以下「<u>公的所得証明書について</u>」をご確認ください

■公的所得証明書について

以下をご確認のうえ、市町村の役場で「所得・課税証明書※」を取得してください。

※市町村によって、「所得・課税証明書」「所得証明書」など、名称が異なります。

- 2025年（令和7年）1月1日にお住まいだった市町村が発行する証明書が必要です。
- 住民票に記載の20歳以上の世帯員全員分と、別世帯の生計維持者がいる場合はその方の分も提出してください。
- 20歳以上の世帯員がいる場合、所得がなくとも（兄弟姉妹など学生も含む）取得してください。

■減免制度申し込み書「3 申立て内容」について

住民票記載内容と現在の生活実態が異なる場合は、「3 申立て内容」を記入してください。

例1：父または母が児童・生徒と別居している場合

住民票上は「父・母・子どもの 3 人世帯」だが、実態は父が別居しており、母の収入のみで子どもを養育している

例2：祖父母と同居している場合

通学等の理由で子どもと父母が別居しており、祖父母の家に居住しているため、住民票上は、「祖父・祖母・子どもの 3 人世帯」だが、実態は父母の収入で子どもを養育している。

■申し込み書送付先

減免制度の申込書類は、下記送付先まで「簡易書留」にてお送りください。

※持参やポストへの直接投函、並びに申し込み締切を過ぎたものはお受けしかねます。

※「本申し込み書」に、本減免制度の申し込み書を同封していただいても構いませんが、重要な個人情報が含まれるため、「簡易書留」でお送りいただくことをお勧めいたします。

〒399-1801

長野県下伊那郡泰阜村 6 3 4 2 - 2

N P O 法人グリーンウッド自然体験教育センター

暮らしの学校だいだらぼっち係 宛